

## ご注意下さい

最近、コンサル業務の簡易公募型(拡大型)プロポーザル方式による手続きにおいて、参加表明書等提出時における提出書類及び添付書類一覧表のうち、「必ず提出が必要となる書類」或いは「該当する場合に必ず提出する書類」の添付がないために、参加資格なしとなる事例が多く見受けられます。

各事業者様におかれましては、参加表明書の提出の際には、今一度、添付書類に漏れがないかご確認下さいますよう、よろしく申し上げます。

《欠格となった事例》

○様式-4 参加表明者の同種又は類似業務等実績 の資料不足  
(設計共同体により業務を実施する場合、参加表明者の業務実績資料を作成するにあたっては、構成員を含む全ての者について、様式-4にて資料作成する必要があります。)

○様式-5 業務実施体制 が未提出  
(再委託の有無を確認するため、再委託がない場合であっても様式-5の提出は必要となります。)

○同種研究又は類似研究の実績を証明する書類 が未提出  
(研究実績を証明する書類として、発表論文の写し等が必要となります。)

○参考見積 が未提出  
(必ず提出が必要な書類であり、参考見積の添付のない技術提案書は無効となります。)

○予定管理技術者の資格について証明する書類 が未提出  
(必ず提出が必要な書類であり、予定管理技術者の資格について証明する書類の添付のない参加表明書は無効となります。)

○様式-10 情報取扱者名簿及び情報管理体制図 が未提出  
別途添付 情報管理規則等 が未提出。  
(セキュリティ担当者が必要と認めた機密情報を取り扱う場合に必要となります。)